

協力金・要件確認フローチャート

京都市内の「接待を伴う飲食店」又は「酒類を提供する飲食店等」を運営している中小企業・団体、個人事業主ですか？

はい

飲食店営業や風俗営業など、必要な営業許可を取得していますか？

いいえ

はい

「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていますか？または、業種別ガイドライン等に基づき感染防止に取り組んでいますか？

いいえ

いいえ

はい

要請日（令和2年12月17日）以前から営業していましたか？

いいえ

はい

酒類を提供する飲食店等で、要請日（12月17日）以前は、21時～翌朝5時までの時間帯に営業していましたか？

いいえ

はい

要請期間（12月21日から1月11日）、定休日及び年末年始の店休日を除く、全ての営業日において、連続して、京都府の要請に応じ営業時間を21時までに短縮又は休業しましたか？

いいえ

はい

準備の都合等特別な事情があり時短要請に取り組むことが困難な場合であっても、遅くとも12月25日午前0時から時短要請に応じていただく必要があります。その場合、協力金の対象となります。

協力金の申請が可能

協力金の対象外
(申請できません)

申請内容（添付書類を含む）を審査の上、適正と認められる場合、協力金を支給いたします。

※ 要件確認の簡易版ですので、申請の際は必ず「申請要項」をご確認ください。